

協議又は調整を行うための場の運営について(照会結果)

	中核市名	会議規則 への規定	会議規則 以外で規定	別に定める 規定	別に定める 規定の整備	例規名、備考
1	函館市	×	-	-	-	
2	旭川市	×	-	-	-	
3	青森市	○	-	○	○	青森市議会各派代表者会議要綱 青森市議会全員協議会要綱 青森市議会常任委員協議会要綱 青森市議会広報委員会要綱
4	盛岡市	○	-	○	○	全員協議会要領 議会広報委員会要領
5	秋田市	○	-	○	○	秋田市議会各派会長会議運営要綱 秋田市議会全員協議会運営要綱
6	郡山市	×	-	-	-	
7	いわき市	○	-	○	○	いわき市議会改革推進検討委員会設置要綱 いわき市議会各派代表者会議に関する要綱 いわき市議会報発行規程
8	宇都宮市	○	-	○	○	各派代表者会議運営要領 議員協議会設置要領 議会広報紙発行規程 正副委員長会議運営要領
9	前橋市	-	○	-	-	前橋市議会各派代表者会議規約
10	高崎市	○	-	○	×	
11	川越市	○	-	○	○	川越市議会図書室委員会要綱 川越市議会広報紙編集委員会要綱 川越市議会議員協議会要綱 川越市議会政務調査経理責任者会議要綱
12	船橋市	○	-	○	○	船橋市議会の協議の場の運営等に関する要綱
13	柏市	○	-	○	○	柏市議会協議等の場の運営に関する要綱 柏市議会広報規程
14	横須賀市	○	-	○	×	※1
15	富山市	○	-	○	○	富山市議会改革検討調査会規程 富山市議会議員協議会規程 富山市議会報発行規程
16	金沢市	×	-	-	-	
17	長野市	○	-	○	×	
18	岐阜市	×	-	-	-	
19	豊橋市	×	-	-	-	
20	豊田市	○	-	○	○	豊田市議会全員協議会運営規程 豊田市議会常任・特別委員長会議運営規程
21	岡崎市	○	-	○	×	
22	大津市	○	-	○	×	※2
23	高槻市	×	-	-	-	
24	東大阪市	-	○	-	-	東大阪市議会各派代表者会議設置要綱
25	姫路市	○	-	○	×	
26	尼崎市	○	-	○	○	議会のあり方検討委員会設置要綱 尼崎市議会だより発行規程
27	西宮市	○	-	○	○	西宮市議会広報に関する規程
28	奈良市	○	-	○	○	奈良市議会全員協議会規程
29	和歌山市	○	-	○	○	和歌山市議会・全員協議会要綱
30	倉敷市	○	-	○	×	
31	福山市	○	-	○	○	福山市議会全員協議会規程
32	下関市	×	-	-	-	
33	高松市	×	-	-	-	
34	松山市	×	-	-	-	
35	高知市	×	-	-	-	
36	久留米市	×	-	-	-	
37	熊本市	○	-	○	○	熊本市議会広報委員会設置要綱 熊本市議会予算決算委員会運営要綱
38	大分市	○	-	○	○	大分市議会活性化推進会議設置要綱 未整備の要綱あり
39	宮崎市	○	-	○	○	宮崎市全員協議会規程 宮崎市代表者会規程 宮崎市議会活性化検討委員会規程
40	鹿児島市	×	-	-	-	
★	長崎市	○	-	○	×	

○の数 26 2 26 18

- ・中核市41市中、「協議又は調整を行うための場」について、会議規則に規定しているのは26市(63.4%)
- ・うち、「議長が別に定める」要綱等の整備を行っているのは18市(69.2%) 未整備は8市(30.8%)
- ・「協議又は調整を行うための場」について会議規則ではなく、要綱等で規定している都市が2市

※1 (横須賀市)別に定める規定で議員総会及び全員協議会があるが、その運営はケースバイケースであり明文化した要綱等は整備していない。議運で決定した運営方針を議長がその都度定めるという考え方である。

※2 (大津市)委員会条例に基づく運営を基本とする旨議運で確認しており、要綱等の整備は現在考えていない。

資料 協議又は調整を行うための場 及び 全員協議会の設置目的について

	①地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場(協議等の場) 全員協議会又は、議員全員が出席する協議の場には一線	②全員協議会と記載がある場合の、 会議規則別表における全員協議会の「目的」
集 計	中核市41市中、25市が、協議の場として、全員協議会を設置	23市:市政の重要事項・議会運営の事項 5市:初議会運営(うち、奈良・川越のみ初議会運営のみ)
1 函 館 市	—	—
2 旭 川 市	—	—
3 青 森 市	各派代表者会議、 <u>全員協議会</u> 、常任委員協議会、議会広報委員会、議会基本条例検討委員会	議会の円滑かつ合理的な運営を図るため、市政に関する重要な事項等の協議を行う
4 盛 岡 市	<u>全員協議会</u> 、議会広報委員会	市政に関する重要事項又は議会に関する検討事項を協議又は調整するため
5 秋 田 市	<u>全員協議会</u> 、各派会長会議	市政の重要な事項又は議会の運営に係る基本的な事項に関する協議
6 郡 山 市	—	—
7 い わ き 市	<u>全員協議会</u> 、各派代表者会議、議会改革推進検討委員会、議会報編集委員会	市政に関する事項の協議
8 宇 都 宮 市	各会派代表者会議、 <u>議員協議会</u> 、常任委員会正副委員長会議、広報委員会	市政に関し特に重要な事項の協議・調整
9 前 橋 市	—	—
10 高 崎 市	<u>全員協議会</u> 、各派代表者会議、議会報編集委員会	市政に関する重要な問題を協議する。
11 川 越 市	市議会議員協議会、図書室委員会、広報紙編集委員会、政務調査費経理責任者会議	一般選挙後最初の会議の運営等に関し、協議又は調整を行う
12 船 橋 市	<u>全員協議会</u> 、会派代表者会議、委員会協議会	市長から依頼のある事項又は議会内の事項で特に全議員の協議を要する事項について協議するため
13 柏 市	各派代表者会議、 <u>議員全員協議会</u> 、議会広報委員会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
14 横 須 賀 市	<u>議員総会</u> 、 <u>全員協議会</u> 、各派代表者会議、議会IT化運営協議会、議会制度検討会、横須賀市議会だより編集委員会	議員総会：一般選挙後、最初の議会の進行について協議又は調整を行うため 全員協議会：重要案件について協議するため
15 富 山 市	各派代表者会議、正副委員長会議、委員長会議、 <u>議員協議会</u> 、議会報編集委員会、議会改革検討調査会	議員相互間で市政全般について意見及び情報の交換、協議等を行うため
16 金 沢 市	—	—
17 長 野 市	<u>全員協議会</u> 、会派代表者会議、各派代表者会議、正副委員長会議、所信表明会世話人会、委員会協議会、議会報編集委員会	市政の重要な課題、災害、議会の運営に係る重要な事項等について協議又は調整を行う。
18 岐 阜 市	—	—
19 豊 橋 市	—	—
20 岡 崎 市	<u>全員協議会</u> 、各派代表者会議、議会運営委員会理事会、正副委員長会議、議会報委員会	市政に関する事項の協議
21 豊 田 市	<u>全員協議会</u> 、常任・特別委員長会議	議会活動又は市政に係る重要な事項に関し協議又は調整を行う
22 大 津 市	常任委員会委員協議会、議会広報編集委員会	—
23 豊 中 市	各派代表者会、幹事長会、議会改革等検討委員会、議会報編集委員会、 <u>全員協議会</u> 、委員懇談会、予算内示会、委員長会議、正副委員長会議	市政に関する重要な事件、議会の運営等に関し協議又は調整を行うため
24 高 槻 市	—	—
25 東 大 阪 市	—	—
26 姫 路 市	<u>議員総会</u> 、正副委員長研修会、決算説明会、予算大綱説明会	次の各号に掲げる事項の協議又は調整 (1) 一般選挙後最初に開催される議会の運営上必要とする事項 (2) その他議会及び市政に関する重要事項で、特に議長が必要と認める事項
27 尼 崎 市	会派代表者会、 <u>議員総会</u> 、各常任委員協議会、正副委員長会、尼崎市議会だより編集委員会、鉄道施設整備促進特別委員会、議会のあり方検討委員会、総合計画等特別委員会(平成25年3月31日まで)	次の各号に掲げる事項の協議 (1) 法に基づかない特別委員会に関すること。 (2) 議会運営に係る規程及び基本的な申合せに関すること。 (3) その他議会及び市政に関する重要事項で、特に議長が必要と認めるもの
28 西 宮 市	<u>議員総会</u> 、広報委員会	次に掲げる事項を協議すること。 (1) 一般選挙後最初に開催される議会の運営上必要とする事項 (2) 執行機関から議会の意見を求められている事項。ただし、法第96条に規定する議決事項は、この限りでない。 (3) その他議長が特に必要と認める事項
29 奈 良 市	<u>全員協議会</u>	初議会の運営に関する協議
30 和 歌 山 市	<u>全員協議会</u>	市政に関する事項の協議
31 倉 敷 市	<u>全員協議会</u>	議会活動及び市政の重要案件に関する協議又は調整
32 福 山 市	<u>全員協議会</u>	議会に関する検討事項又は市政に関する重要事項について協議又は調整を行うため
33 下 関 市	議会広報部会	—
34 高 松 市	—	—
35 松 山 市	—	—
36 高 知 市	—	—
37 久 留 米 市	—	—
38 長 崎 市	<u>全員協議会</u> 、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議	市政及び議会の重要事項に関する協議又は調整を行う
39 大 分 市	会派代表者会議、 <u>全員協議会</u> 、広報委員会、議会活性化推進会議	市政の重要な課題等及び議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。
40 宮 崎 市	<u>全員協議会</u> 、代表者会、議会活性化検討委員会	市政の重要な課題等及び議会の運営に関し協議又は調整を行うため
41 鹿 児 島 市	—	—

出典：①中核市議会議長会「中核市の概要」(H24.4郡山市議会事務局調査)②各市ホームページ例規集・会議規則より抜粋